

七月三日(第一回目)

大開議及散會時刻

(午前七時三十九分)

(午後四時四十分)

久出席議員は次の通りである

議席次	名	議席次	名	議席次	名
一番	仲村春正	九番	米崎清祐	六番	当山伸太郎
二番	岸本利美	十番	仲本正重	七番	宇木富盛信
三四	伊勢莫慎祐	十一	花城清喜	八番	稻嶺盛三
五	中山勝豊	十二	中里幸助	九	岩里敬行
六	安里良朝	十三	松木利宣	一〇	神原正資
七	崎向健一郎	十四	山本朝徳		
八	和花正大	十五	天久盛雄		

三、欠席議員は次の通りである

三番 伴佐真一

四市町村自治法第六十一条の規定に依り會議事件説明のため
出席しない者は次の通りである

村長 仲村春勝 取政課長 当山全喜

助役 東屋真徳 経済課長 澤峰安一

收入役 仲村春松

四、會議事件は次の通りである

議長付議報告第四号 スクラップ処理調査報告

大議事日程は次の通りである

日程第一 議長付議報告第四号

日程第二 決議案第ニ号スクラップ処理調査報告

宣野湾村役所

七、會議の題目

午前十時三九分開會宣言

出席議員はノ不名であります。よつて新町村治首法第五十三條の規定に依り議會は成ニ致します。唯今まリ

議會を開會致します

議長　私は一身上に實す向題の議案であります。副議長

曰議長の職務をお願ひ致します

副議長　では私は議事せ進みて行きます

日程第一議長付議報書第四号スクラップ処理調査報告書

先日経緯審議に付ておりましたので引続き審議願ります。

八番　この問題は先に申上げた通り、主に委員會の決論う

じふうは見出せず、加えて委員會内の委員の統一がヒリ

れてゐる。それもそのまゝ審査をせらるて場合、審査が不可

能である。それで委員會でう一度結論を見出しても

ウリにはない。

一一番　決論がなからず委員會は決論を出せとあります。決論とは

然に分ります。

八番　報告書によつて結果らしむるが如く、複雑的には、二つである、

一つはあまことつておまが、餘裕的にもうがなり。

一七番　委員會に付託されたに某件を付託された場合、決論を出してか

ら報告書をどうが常道だと思うが、

八番　議員の言ひ出で通り、決論を出しきりで、審査があくまで

ある報告書に付せし引取つておらうか、引取らぬば、どう言
う理由で決論を出せば、さうかの理由。

一一 番

引取つてやう言はんばゆい。本會議で出せらるゝを委員会
がおせらばす口占い。真実の光明であつて、証人等の発言を
おして、本會議で決論を出すこと。

眞相の光明があつて、又新聞報道がなき水てあつて、
委員會とては、まだ調査の段階であつて、表明しておうじた
と申しておどりて、認められなくて。

一三 番

新聞報道、決論を見直せたりもありあつた。私議會である以上
新東洋報道機関であり、証言をメモしておいたと思つ
新南とおさなりで、吳水とみ頼りほしにが、二三日しておひが、
委員會の責任ではなし。報告書は証人がそうち發言した
ので、さうねつておき、証人の虚偽の証言をしたくせり。宣
誓してから下さつて、委員としてゆへ認めたまうである
許禮は事務等のものあつが、あくまで証言の内容であれ
委員会認めてある。委員長一人とも多く、皆り責任
である。委員長の決論をあつとしたが、仲里委員が決
論は本會議で出さうとの事でさうした。

一七 番

議會が委員會に付託すまほは、問題が一大七元から出て、そ
の問題を調査されておる。当局業者、その他の廣深として、そ
不正がござつたかどうかの調査であつたと思ふ。

今まで十月間の調査において、不正の事実を認めたらがどう

	一、 番 不云々事業は私個人では認められぬが、不云とは確だる証據を示めして、始めて認められるともあつて、我々がおくまでや 不云とさめ子るニヒは、どうかと思ふ。
副議長	休憩を宣す(午前十時五十分)
	番 午前を宣す(午前十時五十分)
八、 番	絞りに於ける限り会員的になつて、おじづきをまつてある 報告書の内容に付けて、結論を出し得りから、審議が 出来ぬので、とて事であら。
委員長	審議員へ聞く、報告書の不備をかりて、本會議に於て 審査が出来うと思つた、又云々とさればどうぞ、
二、 番	問題はなほ問題の根本問題にかかることであるが、議員が 良識として、議員がとるべき处置かの問題であろう。當 不備ではない、妥当かどうかは別で、意見を付せんとする 意であるが、小数の點は、仲里委員から、本會議 で、委員会のうち先ず審査の經過における評價を述べて おり、どうするかとの事であるれば、どうなり。
	議事運営委員の各自が、發言して、それに反論があればす 反論の調査の必要があるばせよ。委員會の意見があれども、 それでやうとか事じで進めた。
一〇、 番	委員内部に異論がある、委員會署名した、原文があ るが、その點を改めて、審査の問題を立てて、

		署名は原文はありません。せつ時読み上げた原文は持つて あります。
一三	番	委員會などの原文に署名などとはないと思つ ます。
一〇	番	最終的で下署名はさせねばと外の議事の審査 では違う(内審も)
八	番	さうな方法で結論を出そうと言つて下さいが、委員會が お詫びいたいと誤りと申うては、手続上の問題下 の言えよりは、報告書より結論が出る
一七	番	方法はありますか、問題は簡単と思う。全委員が、責任者をも てろかどうかの問題で、それが先だと思つた
一六	番	人間にあって良心があるからほんの言葉をつくでりうた い。筆の書き委員長が作つておつむか、後で皆でやつた 内審全部は詫められれば、議事録を良く見てねりうで めどが、推定論は禁物であろう
八	番	遺憾に田たう(一三番の意見)報告書始めに渡されたと思う 今までの経過からして、自分等委員長ヒー社として、あとで开 きうる場合日をまくる
一	番	次のまゝ問題を追及するもうちが、感情であるとして、委員会の方 の内審では問題にはまじめはなし、委員会本体がどう言

		う考えは、今后の委員會活動が問題に当る。
副議長	休憩を致します(午前十二時八分)	
八番	再開致します(午前十二時九分)	
	向題は問題として、取り上げて進めてゆきたい。報告書	
八番	向題は問題として、取り上げて進めてゆきたい。報告書	
	内巻ニ絞つて、次下エ。	
八番	本報告で審査が済ませられ、又お来ると思ふが、又お来ると思うが、	
	海原にて言葉があつたが、内容にありて、詰められぬ力がある	
	3月9日とて、復次伊里委員が希望して、やつた。	
八番	伊里委員が喜んで、九月以降見合ひがあつた、呼んで人が	
	二まつたと田山、今頃からあれをひとつ返しますようでは	
一七番	はとうかと思つた。委員の良心の問題である。	
	松平の内容によつて進めらつとこころ	
一七番	ニク報告書に責任がちてないとの話しがあり、責任がり	
	てほいとは、もう解そわづか、そしと笑からきめて、それから	
八番	議會はどう处置して行くべきか、	
八番	ヒにさく、感情が入つて、進まぬ。委員會付託にはつた向	
副議長	題でありが、本會議に差しりどとて、やりたれと思つ	
"	休憩を置まず午前十二時三十分	
"	再開を置す(午前十二時一十分)	
八番	八番議員の言つて通り、差しりどす意をがおろがどろが	
八番	を確め、又おどろかれて、	

291

副議長	休憩を當す(午前十一時九分)
番	再開を當す(午前十一時三分)
番	唯今、大番議員が出席されております
副議長	深諭をあらがい、異論、内參り裏諭ひありし、本會議に差し申しますニモ提案します
副議長	休憩致します(午前十一時十九分)
番	再開致します(午前十一時二十分)
番	委員集そよ見せ聞せ、委員會として、引取つて検討出来ることある事であります。委員會に付託の当時の何記の状況にて付託されたるも、検討したるにて調整の不可能であつて、付託に付り得なかつたゆゑとして、
番	本會議に付すことをつて、理由確認したるが如き形で引受けます。
番	自主的に選取りたるより、委員會としてゼリたくある内卷三つして、責任がりてない。内參り會議録にりうつては、四五年前の記録もほつきりして、報告書をまとめた時と事情が變つてある。
番	邊もどす場合、どの程度まで、村民から批判を受ける
番	三九以上検討あることか出来ぬに何をしたければ、議事録にあるので、従ふ批判は責任を持て引受けられれば如何いふうが、程度は付託當時に留めます。

特別委員会にて既述されたとおりの状態にもどす。
次に之とは、又別途のうまいことなう。

八 番 諸報告書は委員會の活動によつて生じたものである。事業
的二件、議事録にちがうて過程として、うまく解釋するが
= 番 解釋があらく下へ本としてきはどうと可言ひ

副議長 休憩致します(午後零時二十分)

再開致します(午後零時三十分)

= 番 引取りたい意見が何点かあります。委員會は相手に意見を

八 番 二の報告を再検討し再付託の動議を提出します。これに
賛成と唱うちあります。

副議長 御異議がなければ認めて結論不備充成であります。下、委員
會に再付託致します。

休憩致します(午後零時四十分)。

再開致します(午後零時四十分)。

委員の半数が詰りしが、筆記の理由で三件以上出来
りで、本會議で審議してもらいたいとの事で、本會議

に差し置きました。

八 番 この案件につけては、うしらるやうしか。

副議長 休憩致します(午後零時四十分)

副議長 休憩致します(午後零時四十分)

	副議長	再開致し事（午前零時四七分）
一七	番	スクラップ処理に關する調査であるが、若しニの仕事が 政府からの委託等外に事務であれば、議會が調査出 来るかどうか。
一八	賛	セニテ資料を持つてありますので、聴取を得た。
一九	副議長	休憩致しました（午后零時五三分）
二〇	番	委社契約事務であるかどうか、最初陸上オカリナは、 委社事務に從事したものだと思う。チ籍事務等は、 利であるが、委社事務は出来ない。
二一	副議長	当局が更なるあれば、現當局を呼んである 休憩致しました（午后一時七分）
二二	委員會	委員會に再付託させて、又委員會から本會議に差 し奉らせておる（付託當時の取扱い）
二三	再開致しました（午后一時八分）	唯今一時過半であります。午後二時四十五分
二四	休憩致しました（午后一時一五分）	三時三分半より再開致しました。
二五	入番議員着席の報告	午後二時四十五分
二六	お詫び申す	二の案件は必要がどうか、必要であれば、 本會議で廿二時四十五分

		八 番	先づ最初に調査権があるかどうか 分らぬで それをから 決めて進もうてやうけたり 委任事務であれど、出来りにとせ はつヨリさせりセ・進めり承る。
		副議長	プリントの趣旨、一セ番議員の委任事務であるかどうか によるとあるが、これが良くないと思う。
			此の議會がどうに处置は間違つた处置もあつたかも知ら なかつたが、何等不正の事はなかつたし、予想さへならず。 通常法はどうか、今更その必要はないと思つた。
			蒸逐した場合、我々自身を責任者となり誰せうなく議 員全員に咎め、今から蒸逐したう、感情論となり まづいたにさせられかゝりと思う。
			何もありは、何でもないものとして処理し、それ以上の審 議が必要ないと思う。今更入の邪道論する二とは、村 議會の運営下向題を別立て行く事にあらずし、後後が少 に及むされた責務として申上上げたい。
		副議長	八番議員より番議員が要ねばなりとく、意見であります 休詔を致します(午後二時五十五分)
			再開致します(午後三時)
一	二	番	八番議員に答へ、我々特に調査に当つたが、之から ル、不ふり見当ちゆんしの委任事務であるが、どうか、疑問 があり 疑問だうけの調査は、どこにおつてか、云々本 木セモウ木綿徵收があつて、それから發生しておる

見方によつては割合が一六セントの米徵收に對して當局に
催促するにして進みたる誓式である。
八 番 我々の問題の處理の反省會によつて、處理されねばべきであ
り、間違は必要ずして來ると思ふ。
= 番 法的見解を研究して進もうと思つ
= 番 結局、此解のうして、その意見に立つて、議會で取上げら
れまで、坐つておれば、一ヶ月間の委員會活動が何が残るか、
本會議がうつろきさせて、本會議は差し戻されたが、
八番議員の見解は経過に不正確であつたからも、もとより處理
意見がり。
八 番 云々 委員會調査としてやつたが、経過として、何用あはなか
つた。今までの経過として、處理に当つては、ノーナセモウ未处理
種の余をどうする事にしてある。
= 番 同様に大セモ余をどうするかと思うが、それにつて頭す
懶れてゐるが、八番議員の勧議の一応考慮する
必要がある。
委員會の計正すべきは計らうる事であり、内參に
つけては、これ以上意をがほ。
又委任事務と調查權とも関連して感ずるとして調
査するとの意見をなしが、八番議員の意見も齊賛す
る。必要があつたが、これは、内參に於ける内參

副議長

休憩へ致しました。(平成三月七日)

副議長

再開致しました。(午後三時一四分)

先づハ番議員の動議は番議員と調整の結果、ハ番議員

と同じ動議であります。

一五 番

ハ番議員が主動議が立てあつたが、玉斧の際ロ不正の違反で
止められた。進むにつれて、結果があつたう事で、どうせ、
ギラリとした所がおまか。皆様が二年以上したくほりの
事であれば、支障なし。今度は議會運営上法令の
研究が必要である。

一六 番

結果があつたり。ギラリした所がおまか。ギラリが
さて下さり。

一七 番

ハセドンク調査の事とは疑問視をかります。

一八 番

ギラリした所は、どんちもうか。これは、内務省の
証人がどう言う關係が知らぬが、後で本議會での証言
内務省と一致しない。そり地にあり。ギラリした所が、多をあつた
事で、問題にじにくりが、ギラリした所。

一九 番

議會はギラリした所とすれば、又教され。ギラリです
ギラリ。

二〇 番

それは本人の考み方であります。ギラリさせて貰うと思ふ。

二一 番

必要が立たぬ。どう处置をだす事か。撤回します。

副議長

休憩を致します(午後三時二十分)

副議長	再開致申す(午前三時三十分)
八番	天セナンモでカクミヨ 説められぬが、趣旨(動議)をしん でつちにきく事もあがつたつて、一六二十分が未回収になつて おこじう下、決論として取立を強く要求して並みだいにて
副議長	休憩致します(午前三時三十分)
八番	再開致します(午前三時三十分)
八番	調査の必要はなし。
八番	調査の必要がないとの事で、
八番	後で、ニぢらせりためしにどう言ひ動議があれち が分らぬが、委員長議はまして 内容もしづつて、一六 セントに致る意味、内裏はんせて、ほつましにわくも取引 エダく、又不正を確実として
八番	不正は法廷上の問題で紙一重の問題であらずで、現段階で オホロはる当性の問題でちりつてある。おとて、おとて、 司法より言葉を以て、
八番	私が男として、どう言つては、村長として、どうとか、私としてど うとかの問題であろうと思ふ
八番	言がいを持ちて、ナマ首筋はほんとに訂正願ひだり 休憩致します(午前三時四十分)
八番	再開致します(午前三時五十分)
副議長	表決はます。内容にかからざり 向題で行政面は今后是 セオナリルはだらがんそれに対する反論がりとの事で

アリ議會に於ては、これ以て取り上げばいいとの事であるが。

そこで、内務につけて問題はあつた。署上するべきものは、なつたが、だから内務をほつまきてやるべきであれば表記に加ゆる。

副議長

休憩を致します(午前三時五十分)

副議長

唯今四番まであり、時間延長で処理致したいので、延長一
大番

副議長

一章半議員として、所見を以上に特別委員會に付託
し三事セ率直に村長の批判を受りたい。

副議長

特別委員會に付託したいとは、つまり所全議員の長歟で
あることは認められざり得ないと思う。特別委員會に

副議長

御苦勞

対しては、長間御苦勞したことは御苦勞でおつたが、その
結果、利に取れて、やうへきもやうになつたので、
大七トン金を当局に处置方をお願いしたい。

副議長

光輩書、直接關係を小に才々に對して、誠

副議長

に申し分けないと思つた。

副議長

八番議員と二番議員も調整がとりれておらず、

副議長

これに替へて、二枚以上この問題を處理して行くことは、

副議長

自然の立場に立つて、一日も早く公常議會運営

副議長

に入ることを満足が致して替成した。

副議長

付託致します(午前四時四分)

副議長

再開致します(午前四時四分)

副議長

二二番議員未承認なし退席

再確認のため八番議員と一七番議員の動議を読み上げて下さい

以五ヶ称さ議案にあそは疑いりうは読みあわせがちたと

左様決定して貰ひでござり

異議なしと呼ぶりうあり

御異議がなり称であります下決定致します

二四番議員着席

議長の一身上に開する問題でより議案の審議が終つた下

議長と交代致しま事

ゼは私より議事へ並ります事

八番
議長と交代致しま事

ゼニモで貴性をとらぬばならざりもうと思ふが如何

我之の表明をして住民に謝る所ばならざりと思ひ

一一番
住民福祉の立場において、スクラップの眞相の究明にて

めだと思ひうが、南保者に対する多大なる迷惑を三つ書

つてカリます事、又九、二〇死の問題アリリテナシト、申

明せしたハ皆然である事、その上に問題アリリテナシト

二二番
議長
声明の内容につては、

一九、二九年五月九日より六月八日まで、宣野湾村議會

於そ、一九、二九年三月三十一日付、並野湾村長に委託された

船路障害物の撤去と併うスクラップの処理について調査

七月一日付、同上(中略)

「調査の途中九月廿九日行方不明言々と譲つた新聞報道がおそれ、關係者に多大な心の迷惑をかけ、又村民に疑心を抱かせた事を遺憾に思つ」

二、調査の結果は何等疑ひしり事變はなく、金法的に処理された事が確認された。

即ち官治法第二條第四項の「市町村はその事務を辦理するに当つては住民の福祉の増進に努めると共に最も効果で最大の効果を挙げざるようしなければならぬ」との趣旨に完全に合致した事が確認された。

右事実明す。

一九三一年七月三日

宜野湾村議會

表決數は三票、准今の二番議員の声明文に賛成の

が举手賛成

舉手したものの二名で過半数であります。下採決

定められました。

休憩後して（午後四時三十分）

再開致しました（午後四時三十五分）

この声明文の内容について御意見願ふ事

六セシオンを終る調査会にてお持入しておられた川井氏

秋雄氏（午後四時三十分）

再開致しました（午後四時三七分）

- (説明)
- | | | |
|----|----|--------------------------------|
| 一七 | 番 | 声明文の原案通り審議する。結果にあたは一大セビ |
| | | レタラがつた。委員會の慎重なる調査に対する感謝する。 |
| | 議長 | では声明文の内容にうそを表達致します。 |
| | | 原案通り審議の方業手願ります。 |
| | | 業手ましたもの三四名過半数であります。採決決定します。 |
| | | 抗議文についてある声明で良らどうか、又他にあり極入 |
| | | したいとおもがどうか、どうか、本人も叶ひました。同意願ひた。 |
| | 議長 | 休憩致します(午後四時四十分) |
| | | 説明の用はなし。議會で処置を果れとの事であります。 |
| 一七 | 番 | 琉球新報の記事を是非朗説願ひたい。それから進みたい。 |
| | 議長 | 証人島袋龍助氏の平帳をお預けの方。 |
| | | 休憩致します(午後四時四十分) |
| | | 再開致します(午後五時三分) |
| | | 判官特定の用件が済れば判官が材の役課長は是非 |
| | | 出席してもらいたい。 |
| 一七 | 番 | あり新聞報道によつて変り下シヨツク、かつてに新聞記者 |
| | | がこつて報道した事では判官がうが。抗議文をとつて謝罪し |
| 一七 | 番 | 事務局が提供したことをがうが。ふしをもつて |
| | | 禁物をしまつておまが許玉店二三があつが。 |
| 一七 | 番 | 仲村勘次もおまが許玉店二三があつが。 |

卷之六

私の家に来ておきが、季良長としての角書について、やつた

議員、某議員、誰

卷之三

卷之三

議員の莫で内務省につりては、私どもはがんばり少し相違
がある。したがつて、内務省の御意見をうけたるに、内閣の御意
見とおなじである。内閣の御意見は、内務省の御意見とおなじであ
る。内閣の御意見は、内務省の御意見とおなじである。

• 100 •

議番
内謀員の新聞記者の間違」を訂正する必要がある。

1

番
天譲貢上口誰り。子の名前を尋ねる方。
仲村助役とはあるが、又訂正せ要求した事一ヶあるが。

新博を見たときもまた今日、訂正の処置は取らなかつた。番
番、良心に立たずつて、月議員の妻はつまりと笑ひあつた。
仲村助教の話とちつてわざが、その事実はなかつた。

番 貴子は全く言ひがた、と言つて居る。

• 4

卷之三

三

卷之三

議長	会期は明日である
番	一応は経緯審議して明日やります。
議長	休憩致します(午後五時一七分)
"	再開致します(午後五時一八分)
番	意見であり希望であります。撤回します。
議長	う言ふ重大なものではあります。是非お聞きをうながすたが、お呼びしました。
番	おとで知らなかつた、とう事であそせぢぢら
議長	一時間休憩を要承ります。
番	では一時間休憩を致します。
議長	休憩を致します(午後五時一九分)
番	再開致します(午後五時三七分)
議長	申明の権威をもつて声明文で良しと思ふことに
番	報告する必要があると思うが、大會を開いて
議長	不賀文であります。公報活動があり政治活動であります。部落
番	機関を通じてやれば良いと思つ
議長	中で私が委員長にまつぱり上げられておますので、公平に
番	したとの事でしたりで、是非議會が中心にはつて、処理し
議長	採扱致します。まことに、議會が中心にござつておま

			議長	二番議員の大會を持って報告したいと言ふことを対して賛成の方、
				举手願ひます。では
				举手した者二名少數であります下否決に付りました。
				疑問なりうるは、タネムス新聞に登載したい。
				賛成と唱う旨あります。
			議長	御意見あります人方
				異議なしと唱う旨あります。
				御異議なしとあります下、タネムス新聞、琉球新報
			議長	以上で本會期の日程は全部終了致します。動議は可
				りません。
			議長	（次ヒトシの未受領の件につきては）さう確認したい。
				番長の動議が出てありますので、声明文についてそれ以外は
				發表出来ぬので、御了承下さい。
				休憩を取ります（午後五時三刻分）
				再開を申す（午後五時四十分）
			議長	申出がありまつた天久議員にお聞いたところによれば、
				部落の問題であるさて、議會として取り上げる必要はない。
			議長	部落に帰そむり青ざとの事であるから、さう処理し易事に
				休憩を取ります（午後五時四十分）
			番	議會としては、立場上声明文以外に発言する二点があつたが
				議會としては、立場上声明文以外に発言する二点があつたが

議長	外々再度からず必要があり日、提案して置らつた以上、議會の議決以外の行動は認められり。
議長	云機の抗議文の提出期日をか詰り致しテす。
議長	今日で議會日開會致しテすが、明日行うると思ふが、賛成と唱うカリ。
議長	金夏賛成せカリヨシテ、明日に決定致します。
議長	人選に付てお詰り致します。
議長	議長副議長に付願ひ致します。
議長	唯今議長副議長との御意見が出ておりますが、金夏賛成 議めて良いでせう。
議長	議長と唱うカラカリ。
議長	これで日程を全部終了致しまじた、規則第八條によて開 會を了成したが、どうかお詰り致します。
議長	異議なしと唱うカラカリ。
議長	御異議がなり様であります下、本日で會期を閉會します。 會期中各社はわが水では、毎日、わざくまで慎重なる 御審議をして戴き誠にありがとうございました。ござ れども改めて、筆は回、雀野清村議長御會を開會を了成 いたしました。(十時半四十分)
散會	(軍械主時主四分) 散會

右會議の決議を書記の記載したものとてあるが、その内卷の
正確や誤りを記すためニシテ署名す。

一九三九年四月六日

宜野湾村議會議長

松元 宜

議事録署名人

山本 開徳

議事録署名人

安里 良輔